

『注意事項』

- 1
- 要望理由については、明瞭に、また、具体的事例があれば記載してください。
- 2
- 簡易な調整・清掃等は地域で出来る限り対処いただくようお願いいたします。
- 3
- 地区市民センター名』記入欄には、必ず地区市民センター名を記入していただき、地区市民センターが内容を確認した意味を含めて、地区市民センター所長の捺印をお願いします。
- 4
- 『要望書』の提出は、一か所に対し1要望書としてください。1要望書にて、複数の箇所にわたる要望は、行わないでください。
- 5
- 交通安全施設設置(道路反射鏡等)は、下記、承諾書を添付して下さい。
私有地に設置する場合:地権者
道路敷地など官有地に設置する場合:隣接地権者
- 6
- 将来、地権者の都合により交通安全施設の移設が必要になった場合は、自治会長から『交通安全施設要望書』の提出をお願いいたします。
なお、交通安全施設の設置された位置や移設目的により移設費用の負担者が異なりますので、事前に交通防犯課までご相談ください。

交通安全施設の移設費用の負担者		
	交通安全施設の設置位置	
	民地内	道路敷地(官有地)内
個人住宅の建設	市役所負担	※下記①・②のとおり
個人住宅以外の建設 ※③	原因者負担	原因者負担

- ①承諾書の日付が「令和6年3月31日以前」の場合
- 令和6年4月1日以降での1回目の移設に限り、市役所負担で移設します。
なお、1回目の移設工事前に改めて承諾書に署名していただき、次回以降の移設については、原因者負担となります。
- ②承諾書の日付が「令和6年4月1日以降」の場合
- 原因者負担での移設となります。

③個人住宅以外……分譲・集合住宅・工場・店舗・病院・駐車場等

(宛先) 鈴鹿市長

承諾書

上記注意事項を十分に理解したうえで、

(どちらかにレをしてください)

鈴鹿市

町

丁目

番地

☐私有地

☐地先の官有地

に、交通安全施設 () を設置することを承諾いたします。

令和 年 月 日

住所

氏名